

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	川辺川の流水型ダム建設に伴う先例地生活再建実態調査業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所長 齋藤正徳 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
契約締結日	令和6年11月25日
契約の相手方の氏名及び住所	相良村長 吉松 啓一
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,620,422-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥0-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 業務名 : 川辺川の流水型ダム建設に伴う先例地生活再建
実態調査業務
2. 履行場所 : 群馬県吾妻郡長野原町外地内
3. 随意契約の相手方 : 名称 相良村
住所 熊本県球磨郡相良村深水2500-1
電話 0966-35-0211
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は川辺川ダム建設により環境及び生活基盤が大きく変化しようとすることに対して不安な状態にある流域に住む対象者に対して、既に生活再建措置が講じられている先例地ダムにて、その実態を見聞きして貰うことで、対象者の不安を解消し生活再建を図ることを目的とするものである。

2) 当該業務の内容

本業務は川辺川ダム建設に伴う先例地生活再建実態調査業務を相良村に委託するものである。

3) 随意契約に付する理由

本業務の遂行にあたっては、川辺川ダム事業経緯を熟知し、なおかつ相良村の地元情勢に精通している自治体であることが求められ、相良村は、先例地ダムにおける生活再建の実態及び地域振興計画の実施手法等について把握する必要がある。

以上のことから本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、相良村が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本業務は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、相良村と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

用地課長